

第5回佐久市都市計画審議会（要約）

・開催日時：平成27年5月8日（金）

午後3時30分～5時00分

・開催場所：建設部 駒場仮事務所 会議室3

【辞令交付】

1 辞令交付

2 自己紹介

【審議会】

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 議事録署名人の指名

(2) 事務報告

①傍聴者報告

②前回（第4回）議案の処理状況等報告

(3) 議案審議

第1号議案 佐久都市計画ごみ焼却場の決定について

事務局及び担当部署による説明

質疑・意見等

(委員)

これは都市計画審議会でするものかわかりませんが、できあがってからの運営基準はあるのでしょうか。例えば、ここに環境影響評価書があります。稼働が始まった時にどれくらいの汚染がでるのか、これが基準値以下であるのか。またそれを第三者機関もしくは何らかの形で的確に記されてそれを一般市民に公開する。できあがってからのものに対して審議委員ですることではないのかそれともやるべきことなのでしょう。

(事務局)

施設の設置後の維持管理状況や施設の稼働状況については、都市計画審議会で審議されるものではないです。よろしくお願いします。

(担当)

補足として、事務局で検討している中で状況報告をさせていただきます。先ほど、長野県の環境部と連絡を取り合っていると報告いたしました。今後、施設の稼働を、例えば大気質の関係等含めまして17項目を全部調査しております。その部分について、随時、短いものは四半期ごとですから3ヶ月に1回ずつ状況報告、工事中から工事後、稼働後においても定期的に県の環境部環境政策課のご指導いただきながら、そちらの方には専門の委員さん方もいますので、対応については、第三者としてチェックをしていく。合わせて環境影響評価、事業の説明会でも住民の方の説明会にもご協力いただきまして、沢山の方に来ていただいた場面もあります。そういったことも十分やっていきたいこと。組合で、現在、ホームページも開設いたしましたので、市民・住民皆さんには常に新しい情報を見ていただくような形で基準値をクリアしていることを意識して公表していきたいと思っております。現時点ではそういった形で行っていきます。

(委員)

土石流の危険区域になっているということと、土砂災害区域に指定されていることについては、この計画がされるどのくらい前から指定されている場所なのか。いつごろから警戒区域ということで、わかっていながらこの計画をしているのか。

(担当)

指定年月は平成20年代から平成23年代だと思います。組合の方で、設置後の、見解書の2枚目のページの左下にごみ焼却場施設と書いてある緑色の部分が今回掛かっている場所。先ほど都市計画の課長も言っていただきましたが、この点で困っている部分が今回都市計画で決定する用地ということで、こちらが施設用地。緑色の掛かっている部分が市道の新設の取り付け道路を改良している部分でありまして、いわゆる、施設用地に直接掛かっている部分には該当してない状況です。

私も今年で6年目になりますが、平成22年に当時、上平尾の地籍で確定しまして、施設用地の部分で捉えますと、あの時も、この図面で掛かっていたことはつかんでおりましたけども、土砂災害警戒指定区域のところには入っていませんでした。

現在、道路をぐるっと回すようになりまして、法面、道路部分を抽出した中でこの部分が今回、整備課で対象となってきましたので、今回この区域、警戒区域に入っていることは設計の過程で理解、認識しています。

(委員)

設計の段階では危険区域ということはもう既にわかって進めているということなのですね。

(担当)

そうです。

(委員)

指定されているのは、だいたい20年頃か。

(担当)

平成20年から23年の間くらいです。

(委員)

建物ができてからそういった問題が起きやすいかとちょっと感じたので聞いてみたのですが、かなり前からその指定、危険区域となっていた場合に、どうしてこの計画を進めたのか気になったので聞いてみました。わかってはいたわけですね。

(委員)

意見書が出て、「根本から見直すべき」とあるが、今回見解が示されていますが、見解が示されて、これが審議委員に出したということは、これでいきますからという解釈でよろしいわけですね。

(事務局)

意見書に対しまして、今、事業者の方から見解としまして、安全は確保されているという内容で説明をさせていただいたわけで、事務局としても都市施設として計画決定するにあたっての適地ということで、都市計画決定を進めることについては問題ないと考えています。

(委員)

問題ないということですのでよろしいですね。

(事務局)

はい。

(委員)

土砂災害危険区域のことで意見書も出ていますが、今までも議会で対策がなされてきたと、その都度行政が説明しているわけであるわけですが、結局この場にきても意見書が出るということは納得してない。要するに理解が足りていないということだと思いのですけど、佐久市・北佐久郡環境施設組合の中でもこういう質問が出ました。ですから、担当者きちんと説明をする。理解をしてもらおう努力をしなければうまくないのかなという気がする。今後その辺についてどんなお考えか。

(担当)

市民の皆さまに対しましては、説明会等を開催して周知をしていきたいと思います。

(委員)

市民の皆さまに説明するという事は、こういう意見が出ましたけど、こうですよということをわかりやすく説明してほしい。

(会長)

他にご意見はございますか。

ご意見がなければ、第1号議案「佐久都市計画ごみ焼却場の決定について」、原案のとおり進めてよろしいか、挙手をもって採決したいと思います。

賛成の方は挙手をお願いします。

.....挙 手.....

全員賛成ということで、審議会条例第5条第3項の規定により、第1号議案「佐久都市計画ごみ焼却場の決定について」は原案のとおり進めるよう市長へ答申させていただきます。

第2号議案 佐久都市計画下水道の変更について

事務局及び担当部署による説明

質疑・意見等

(委員)

今回は桜井地区と田口地区を主に行うことですが。この他にも計画はあるのでしょうか。これが、最後という感じなのでしょうか。

(担当)

平成23年度に策定された中で、今行っているのは、接続する工事と処理場の廃止にかかる取り壊しの工事の関係があるのですが、これをやった費用が50年以内に回収できることが計画に上がっております。まだ、他に周りにいくつもあるのですが、接続工事や取り壊しの工事をやった場合に、50年では回収できないので、これは次の統廃合計画で検討いたしまして、接続が可能かどうかありますので、距離が離れてきているところの部分になりますと、公共下水道の末端の方も管理は小さい管理になっていますので、例えば、志賀は大きい農集なものですから、接続する位置が限られてしまう。そういう検討も必要になってくるということで、今のところ50年以内のところをやっているという形でございます。また、これが一段落しますと、次の計画へ進んでいくような形になると思います。

(会長)

他にご意見ございませんでしょうか。

それでは、ご意見もございませんので、佐久都市計画下水道の変更について、原案のとおり進めてよろしいか、挙手をもって採決したいと思います。

賛成の方は挙手をお願いします。

．．．．．挙 手．．．．．

ありがとうございました。

出席委員全員の賛成をいただきましたので、審議会条例第5条第3項の規定により、第2号議案「佐久都市計画下水道の変更について」は原案のとおり進めるよう市長へ答申させていただきます。

4 その他

特になし。

5 閉会